

2020年9月3日

米国会社ワシントン事務所長
峰尾 洋一
mineo-y@marubeni.com

選挙の鍵を握る投票率と郵便投票

I. 盛り上がらない選挙戦

両党の全国大会が終了

8月末に民主党、共和党の全国大会が相次いで開催され、バイデン前大統領及びトランプ大統領がそれぞれの党の大統領候補に正式に選出された。民主党大会は史上初のオンライン形式で実施され、移民問題、医療保険制度、銃規制、労働者保護、人種間格差の解消など、民主党が重視する多様な社会問題に焦点を当てつつ、バイデン氏の下での党の結束を呼び掛けた。一方、共和党大会はホワイトハウスを中心に行われ、トランプ政権のこれまでの成果と二期目の公約が披露された。

有権者の関心はこれから

どちらの全国大会も盛り上がりに欠けた感がある。新型コロナウィルスの収束がみられない中、関連イベントは大幅に縮小され、録画された映像が多用されたことも影響した。候補者の受諾演説のテレビ視聴者数も共和党が23.8百万人、民主党が24.6百万人に止まり、2016年時に比べてそれぞれ26%減及び17%減となった。ストリーミング視聴の増加により単純比較は出来ないものの、幅広い層の注目を集めたとは言い難い。候補者に新鮮さを感じられない上、新型コロナと経済情勢の悪化という二重の危機に直面している中、大統領選に十分な関心を払う余裕がない可能性がある。

政策の訴求よりも投票を促す動き

こうした状況が続いた場合に懸念されるのが投票率の低下である。共和党は全国大会を通じてマイノリティや女性票の獲得に意欲を見せたが、好き嫌いの分かれるトランプ大統領の下での支持者層の更なる拡大には限界がある。一方、バイデン氏は大規模な集会や遊説を自粛し、自宅を拠点に選挙活動を続けてきた。国民の目に触れる場面や自身の政策を直接伝える機会が殆どなく、有権者の熱烈な支持を引き出せていない。こうした危機感からか、民主党の党大会では政策よりも投票を呼び掛けるメッセージが繰り返し強調された印象すらある。今回の選挙では例年以上に郵便投票の割合が大きくなるのも特徴のひとつであり、投票率への影響も含め、選挙の勝敗を分けるポイントになり得る。

II. 投票率の重要性

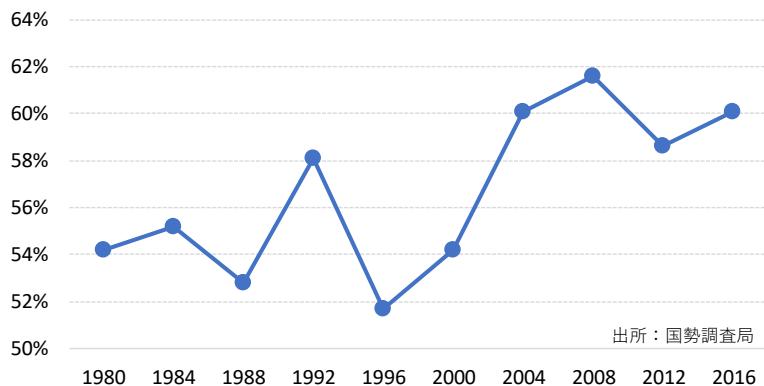
支持基盤の拡大よりもコア支持者の投票率引き上げ

僅かな投票率の変化が勝敗を左右

9月7日のレーバー・デー明けには選挙戦が最終局面に入り、両候補が選挙活動に本腰を入れることになる。ここからの選挙戦は支持基盤の拡大競争から投票率を巡る争いに移ると見ることができる。国内の分裂、価値観の二極化が深まる中、新たな支持者を獲得することは容易ではない。トランプ大統領の支持率はこの4年間、4割前後の狭いレンジで推移してきたが、これも共和党支持者から9割近い支持を得ている一方、民主党支持者からは全く評価されていない結果である。ギャラップ社の調査では、米国における政党支持率は共和党、民主党がそれぞれ約3割、無党派層が全体の約4割とされているが、現段階でどちらの候補に投票するかを決めていない有権者は全体の1割に過ぎないとも言われている。従い、選挙戦終盤では既存の支持者層に投票を促し、確実に票を積み重ねていくこと重要となる。

米国の大統領選挙は州毎に割り当てられた選挙人の獲得数によって決まり、如何に激戦州で勝利するかが重要となる。2016年には、トランプ大統領がミシガン、ペンシルベニア、ウィスコンシンの3州を0.2%（約1万票差）、0.7%（約4.4万票差）、0.8%（約2.3万票差）の僅差で勝利し、この7.7万票が勝敗を分けたと言われる。即ち、僅かな投票率の増減が結果を大きく左右する可能性がある。因みに、2016年当時の米国の総人口は326百万人、18歳以上人口は250百万人だった。このうち、市民権を有さない外国国籍や収監されている人などを除いた投票権を有する人口は231百万人であり、実際の投票数は139百万票だった。投票率は2012年比で1.5ポイント高い60.2%だった。

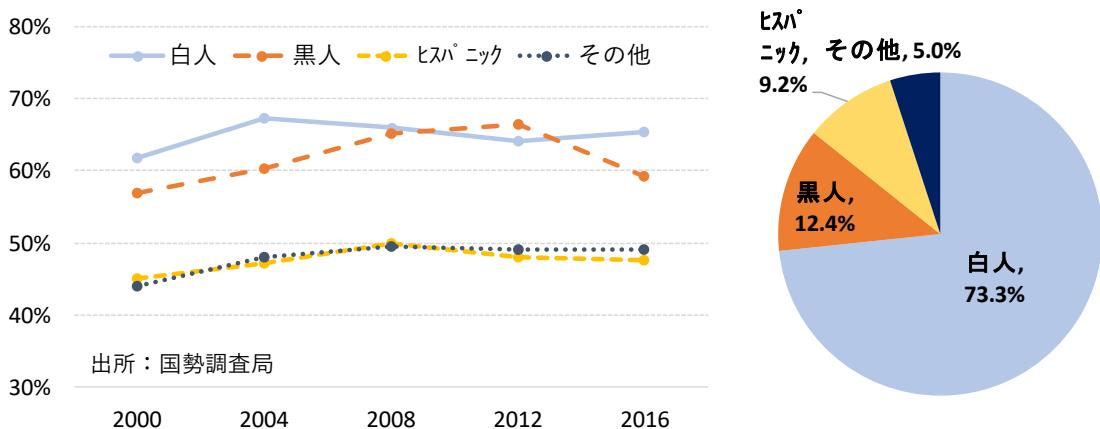
大統領選の投票率の推移



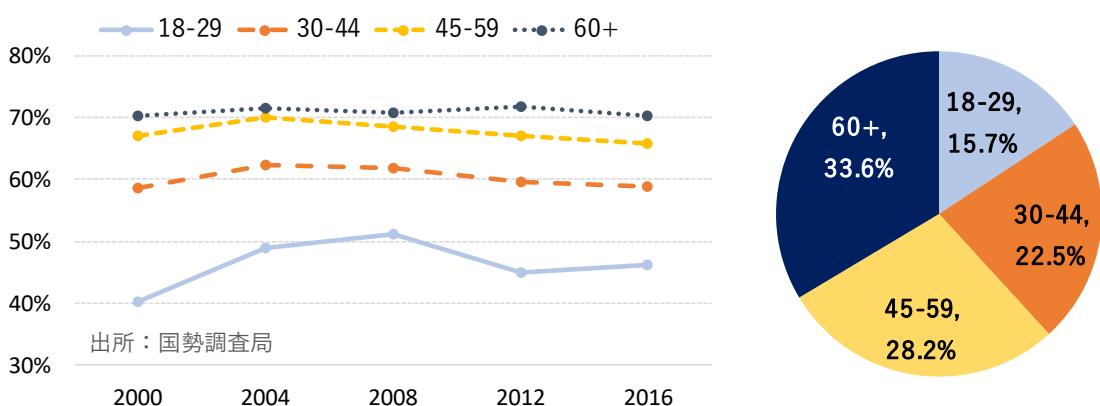
投票率が高い白人、高齢者、高学歴層

有権者のセグメント別では、白人、高齢者、高学歴な人ほど投票率は高い。人種別でみると、白人と黒人の投票率は6割前後で推移している一方、ヒスパニックやその他の投票率は5割以下となっている。しかし、有権者の人口別の構成比でみると、白人と黒人では5倍以上の開きがあるため、選挙の観点からは白人をメイン・ターゲットにすることが合理的となる。年齢別では、高齢者層ほど投票率が高く、20代以下とは20ポイントの開きがある。また、45歳以上の有権者が全体の6割以上を占める。最終学歴で見た場合では、高卒及び高卒未満が全有権者の3割近くを占めるものの、投票率では大卒以上に比べて極端に低い。まだまだ白人の中高年齢層が投票者の大半を占める中、マイノリティ、若年層、高卒以下の層の票の掘り起しが両党共通の課題になっている。

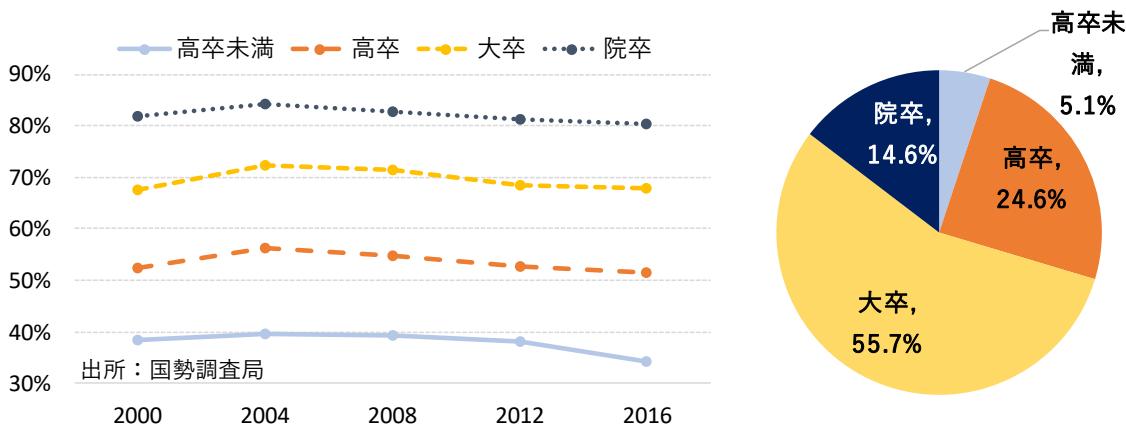
大統領選の投票率の推移及び構成比（人種別）



大統領選の投票率の推移及び構成比（年齢別）



大統領選の投票率の推移及び構成比（最終学歴別）



III. 州毎に異なる郵便投票の仕組み

新型コロナの影響による郵便投票の拡大

今回の選挙では郵便投票の拡大も特徴のひとつである。新型コロナの影響により、感染リスクを怖れて投票所に足を運ぶのを敬遠する動きが予想されるのに加え、投票所の数の削減により、投票日には従来よりも長時間の順番待ちが生じる可能性が指摘されている。このため、多くの州が有権者に郵便投票を認めることで円滑な選挙の実現を目指している。郵便投票の拡大が投票率にどの様な影響を与えるのか、どちらの党に有利に働くのかについては様々な見方があり、今回の大統領選挙の予測をより困難にしている。

州毎に異なる投票制度

投票制度は州毎に異なるが、大きく4つに分けることが出来る。まず、9つの州及びワシントンDCでは郵便投票が推奨されており、投票用紙が有権者登録をしている全ての有権者に自動的に郵送される。投票日には投票所も用意されるが、有権者が郵便または指定された回収場所に届けることで投票を完了することが出来る。この方法はオレゴン、ワシントン、コロラド、ユタ、ハワイの5州で採用されていたが、新型コロナの影響により、カリフォルニアやニュージャージーなどにも導入された。次に、イリノイやウィスconsinなどの10州では、郵便投票の申請書が有権者に事前送付される。この場合、投票日の一週間程度前に設定された期日までに事前申請が必要となるため、投票のハードルが若干高まる。更に、25州では理由を問わず、不在者投票が認められており、不在者投票の多くは郵便を通じて実施される。最後に、残る6州では不在者投票を行う場合には理由が求められる。2016年の選挙では、投票数の

約6%に相当する8百万人が投票用紙が自動郵送される純粋な郵便投票を行った。更に、不在者投票の25百万人を加えると、投票数全体の約4分の1に当たる約33百万人が郵便を用いた投票を行った計算になる。更に、期日前投票を行った有権者が24百万人おり、全体の約4割以上に当たる約57百万人が投票日前に投票したことになる。早い州では9月後半には投票用紙が配布されるため、数週間後には投票が開始されることになる。

州別の投票制度の分類

	州					有権者数	
投票用紙を全有権者に自動的に郵送	9州 +DC	CA OR	CO UT	HI VT	NV WA	NJ DC	5,100万人
投票用紙の申請書を全有権者に自動的に郵送	10州	AZ MD	CN MA	DE NE	IL OH	IA WI	4,400万人
郵便投票が認められている	25州	AL ID MN NY RI	AK KS MO NC SD	AR KY MT ND VA	FL ME NH OK WV	GA MI NM PA WY	1億人
不在者投票には理由が必要	6州	IN TX	LA	MS	SC	TN	3,800万人

出所：Washington Post

=新型コロナの影響により制度を変更した州

大統領選における非伝統的投票方法の割合



郵便投票の有効性の基準

郵便投票の有効性に関するルールも州毎に決められている。期限については、締め切り時間などの細かな違いはあるが、大きく分けると、投票日までに受領された票のみを有効とする場合と投票日の消印があるものを有効とする場合がある。しかし、投票用紙の返送封筒に消印そのものがないケースもあるとされる。激戦州と言われる6州（ミシガン、ウィスコンシン、ペンシルベニア、フロリダ、アリゾナ、ノースカロライナ）のうち、ノースカロライナ州では投票日の消印がある場合には投票日の3日後までに届いた票は有効と見なされるため、選挙が接戦になった場合には当日に勝敗が判明しない可能性も出てくる。この他、郵便投票の際の本人確認に用いら

れる署名の筆跡が一致しているかどうかの判断が恣意的に行われる可能性などが指摘されている。また、大量の郵便投票の処理は多くの州にとって初めての試みであり、十分な準備が出来ているとは限らない。既にニューヨーク州のある下院選挙区では民主党の候補者選出の予備選挙で6週間も結果判明が遅れた事例がある。

州別の郵便投票の投票期限

投票日までに届いた票 のみ有効	31州	AL	AZ	AR	CO	CN	DE
		FL	Ga	HI	ID	IN	KY
		LA	ME	MA	MI	MN	MO
		MT	NE	NH	NM	OK	OR
		PA	RI	SC	TN	VT	WI
		WY					
投票日後に届いた票も 一部有効（投票日の消 印がある場合など）	19州 + DC	AK	CA	DC	IL	IA	KS
		MD	MS	NB	NJ	NY	NC
		ND	OH	TX	UT	VA	WA
		WV					

出所 : vote.org

=激戦6州

IV. 注目される郵政公社の役割

6月以降に這いまった 郵政公社改革

郵便投票の拡大との関係で注目されているのが郵政公社の役割である。6月に就任した郵政公社のデジョイ総裁は輸送会社の元CEOでトランプ大統領の大口献金者として知られている。着任早々、経費削減に着手し、残業代支給の停止、営業時間の短縮、郵便仕分け機械の廃止などを決定し、人員の入れ替えと組織改編を実施した。この結果、7月から郵便の配達遅延が目立つ様になったとの報告があり、郵便に依存する各種支払い、医薬品の入手、配送業務などに支障が出ている。11月の選挙についても、郵便投票の大幅な増加が予想される中、期限内に投票用紙を返送できない可能性があることを46州及びコロンビア特別区に通告したことで大きな騒ぎとなつた。郵政公社の各種改革が意図的な選挙操作であるとの批判を受け、デジョイ総裁は現在進行中の経費削減計画を選挙後まで延期することを発表したものの、トランプ政権に近い人物が率いる郵政公社が中立性を保てるのかという疑念が生じている。

悪化を続ける郵政公 社の経営状況

郵政公社は合衆国の独立宣言前の1775年に設立され、初代総裁はベンジャミン・フランクリン氏が務めた。現在では50万人の従業員を抱える巨大組織に成長しており、議会から予算が割り当てられる政府機関とは異なり、独立採算で運営されている。郵便の取扱いはこの10年間で30%減少する一方、その分を宅配の増加が補う形で収入を維持してきた。それでも、従業員の年金や社会保障支出

が負担になっており、2019年は▲88億ドルとなり、13年連続の赤字となった。2019年時点での負債総額は1,609億ドル、このうち年金負債が1,193億ドルであり、2021年中にも資金不足に陥る可能性がある。デジョイ総裁の主張通り、オペレーションの抜本的な改革は不可避である。一方、郵政公社の取扱量は一日平均4億件、国内郵便だけでも1.7億件である。今回、大統領選における郵便を通じた投票は約80百万票程度になると予想されているが、デジョイ総裁も最終的には期日までに配達することを議会証言で約束した。

郵政公社の取扱金額及び取扱量

	取扱金額		取扱量			
	2018 百万ドル	2019 百万ドル	前年比	2018 百万個	2019 百万個	前年比
一級郵便	24,948	24,434	-2.1%	56,712	54,943	-3.1%
通常郵便	16,512	16,359	-0.9%	77,270	75,653	-2.1%
荷物	21,467	22,787	6.1%	6,149	6,165	0.3%
国際郵便	2,630	2,466	-6.2%	941	855	-9.1%
新聞・雑誌	1,277	1,194	-6.5%	4,994	4,635	-7.2%
その他	3,788	3,896	2.9%	336	319	-5.1%
合計	70,622	71,136	0.7%	146,402	142,570	-2.6%

出所：郵政公社（USPS）

結果判明に時間が必要する場合には混乱が生じる可能性

下院民主党は選挙に支障を生じさせないため、250億ドルの緊急支援を行う郵政公社支援法案を提出し、8月22日、共和党の一部の議員も賛成する形で下院を通過した。上院では採決の見込みが立っておらず、現時点で成立の見込みはない。議会では9月7日の週に審議が再開され、第4弾の新型コロナ救済法案を巡る与野党交渉の中で、郵政公社の問題も議論されるとみられる。選挙を控えて双方とも安易な妥協は許されない難しい局面だが、9月末までの3週間の間に新たな支援パッケージと来年度予算を決議し、10月からは各議員が地元に戻り、選挙活動に専念することになるとみられる。

郵便投票には投票用紙の配布から回収までに多くの不確定要素があるため、何らかの問題が生じないとは言い切れない。どちらかの候補の一方的な勝利にならない場合、選挙結果の判明には通常よりも多くの時間を要することになり、不正を指摘する声は必ず出てくる。最終的な選挙結果が受け入れられず、司法判断に委ねられるケースも想定され、米国内が大きく混乱するリスクがゼロではない点には注意が必要である。

以上/井上祐介

本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、丸紅米国会社ワシントン事務所（以下、当事務所）はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。

本資料に従って決断した行為に起因する利害得失、はその行為者自身に帰するもので、当事務所は何らの責任を負うものではありません。

本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。

本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当事務所の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用および引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で、複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。